

問合せ先	財政局税務部税制課税制係
	TEL 082-504-2088

市税の申告・納付等の期限の延長について

1 支援策の内容

令和6年能登半島地震により被災された方の市税の申告・納付等の期限を延長しています。

2 対象者

次の対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等

【対象地域】

富山県及び石川県

※ 対象地域については、国税についても申告・納付等の期限の延長がなされています。

3 延長後の期限

- (1) 対象地域のうち表1に掲げる地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等に係る市税の申告・申請などの書類の提出及び納付・納入の期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までに到来するものについて、延長後の期限を令和6年7月31日と指定しました。

また、表2に掲げる地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等に係る市税の申告・申請などの書類の提出及び納付・納入の期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までに到来するものについて、延長後の期限を令和7年1月31日と指定しました。

表1

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

表2

都道府県名	地 域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

※ 国税の申告・納付等の期限についても、同様の指定がなされています。

- (2) 石川県のうち前記(1)の地域以外の地域（輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等に係る令和6年1月1日以降に期限が到来する市税の申告・申請などの書類の提出及び納付・納入について、別途定める期日までこれらの期限を延長しています。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮しながら検討を行った上、別に定め、お知らせすることとしています。

4 納付書の取扱い

前記3(1)表2の延長の対象となる方で、個人の市・県民税又は固定資産税・都市計画税について納付書により納付していただく方には、延長後の納期限を記載した納付書をお送りしますので、その納付書により納付してください。既にお送りしている納付書(延

長前の納期限が記載されたもの)は、二重での納付を防ぐため、廃棄していただきますようお願いいたします。

5 前記3(2)の地域外の被災された方に対する期限の延長

前記3(2)の地域以外の地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、この度の地震により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度がありますので、各市税事務所・税務室に御相談いただきますようお願いいたします。

6 お問い合わせ先

部 署	連 絡 先
中央市税事務所第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所市民税係（東区役所内）	082-568-7719
安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913
財政局税務部市民税課特別徴収係	082-504-2089
財政局税務部市民税課法人課税係	082-504-2093
財政局税務部固定資産税課償却資産係	082-504-2127